

# 配 慮 市 長 意 見 書

(仮称)北仲通北地区 B-1 地区新築工事に係る計画段階配慮書に関する横浜市環境影響評価条例第 11 条第 1 項に規定する環境の保全の見地からの意見は、次のとおりです。

横浜市長 山 中 竹 春

事業の実施や環境影響評価手続の実施に当たっては、事業の内容及び地域特性を考慮し、以下に示す事項に十分留意した上で、必要に応じ、配慮の内容や事業計画の見直しを行ってください。

## 1 全般的事項

- (1) 地区計画で定められている内容を踏まえ、地区計画区域内の関係者や近隣住民と十分に調整しながら、周辺環境に配慮した事業計画とするとともに、検討している事項については、各々の検討状況を方法書に記載してください。
- (2) 今後の事業の進展においては、本市の最新の計画等と整合を図るなど、適時、適切な配慮内容となるよう努めてください。
- (3) 配慮事項に対する配慮の内容については、相互に密接に関連する複数の事項があることから、全体的な視点で引き続き検討してください。特に、緑化計画の策定に当たっては、生物多様性への配慮、ヒートアイランド対策、風害対策、景観への配慮など、可能な限り各環境要素に対し効果的な計画となるよう検討してください。

## 2 配慮指針に掲げられている配慮事項

【配慮指針 別記 事業別の配慮事項「8 高層建築物の建設」】

- (1) **周辺環境への影響、生物の生息生育環境の保全や温暖化対策への配慮【配慮事項(1)】**  
計画建物の高層部についても、周辺の街並みと調和した景観やヒートアイランド現象、風環境等に配慮した計画とすることを検討してください。
- (2) **環境資源等の現況把握【配慮事項(2)】**  
隣接している北仲通北地区(A地区、B-2地区)において環境影響評価を実施した結果等を有効に活用し、より周辺環境に配慮した事業計画となるよう努めてください。

- (3) **計画段階からの安全な工法等の検討、市民への情報提供【配慮事項(3)】**  
計画地は、埋立地であるため工事計画を検討するに当たっては、地盤特性を詳細に把握するとともに、周辺に影響が生じないよう必要に応じて対策を講じるなどの検討をしてください。
- (4) **環境形成に関する法令等の遵守【配慮事項(4)】**  
環境負荷低減技術を積極的に導入するなど、CASBEE 横浜において更なる上位ランクの取得に努めてください。
- (5) **グリーンインフラの保全と活用、健全な水循環の創出【配慮事項(5)】**  
ア 屋上緑化について、確保するよう積極的に検討してください。  
イ グリーンインフラの維持管理については、地域住民やエリアマネジメント等との連携を検討してください。
- (6) **緑化等による生物の生息生育空間の確保と生物多様性の保全と創造【配慮事項(6)】**  
屋上緑化について、確保するよう積極的に検討してください。【(5)ア 再掲】
- (7) **エネルギー使用の合理化、再生可能エネルギー等の活用【配慮事項(7)】**  
最善技術、製品の採用やエネルギー使用量を把握し、適宜運用改善を図るようにしてください。
- (8) **低炭素電気の選択、グリーン購入【配慮事項(8)】**  
積極的に低炭素電気の選択及びグリーン購入を図ってください。
- (9) **運輸部門における二酸化炭素の排出抑制【配慮事項(9)】**  
掘削土等の運搬に伴う温室効果ガスの排出量を低減するため、掘削土等は可能な限り発生を抑制したうえで、近隣の建設工事現場での使用を検討してください。
- (10) **ライフサイクルを通じた温室効果ガスの抑制、長寿命化【配慮事項(10)】**  
ア 温室効果ガスの抑制については、供用後の機器の運用も重要な要素になるため、積極的に検討してください。  
イ ライフサイクルを通して排出される温室効果ガスを低減するために建築資材等に留意し適宜運用を見直すと共に、建築物の長寿命化を検討してください。
- (11) **ヒートアイランド現象の抑制【配慮事項(11)】**  
ア ヒートアイランド対策効果が期待できるような緑量、緑化面積を確保するよう努めてください。その際、ヒートアイランド対策効果をより一層高めるために、高木・中低木・地被といった多様な植栽を効果的に配植してください。  
イ 空調機器や給湯器等の設備導入について、人工排熱抑制のため、高効率仕様の機種を導入を検討してください。また、排熱位置については歩行者に配慮した計画としてください。
- (12) **周辺建物との連続性、後背地との調和【配慮事項(12)】**  
計画建物の高層部についても、周辺の街並みと調和した景観やヒートアイラン

ド現象、風環境等に配慮した計画とすることを検討してください。【(1) 再掲】

(13) **地下空間における浸水対策、避難設備の採用【配慮事項(13)】**

歩行者が安全に避難できるように動線計画を検討してください。

(14) **交通集中の回避、歩行者の安全・利便性への配慮【配慮事項(14)】**

ア 歩行者ネットワークについて、周辺の駅を含めた施設等に過大な負荷がかからないよう計画を検討してください。

イ 計画地周辺において、同時期に他事業が計画されているため、これらの事業による環境影響も考慮し、周辺の交通渋滞等に配慮してください。

(15) **風害等への配慮【配慮事項(15)】**

計画地周辺の高層建築物や建築計画を考慮したうえで、風環境・圧迫感等への配慮を検討してください。

(16) **廃棄物等の発生抑制、再使用及び再生利用【配慮事項(17)】**

掘削土等は可能な限り発生を抑制したうえで、適正に処理してください。

(17) **地震、液状化等に対する安全性の検討【配慮事項(18)】**

計画区域は埋立地であるため、工事計画の検討にあたっては、地盤特性を詳細に把握するとともに、計画区域及びその周辺に影響が生じないように液状化対策を検討してください。

(18) **周辺環境の向上に資する対策【配慮事項(19)】**

北仲通北地区で一体的な防災機能の整備に努めてください。

以上